

厚生文教委員会報告書

令和7年3月5日

備前市議会議長 西 上 徳 一 殿

委員長 中 西 裕 康

令和7年3月5日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件		審査結果	少数意見
議案第3号	令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第8号	令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第9号	令和7年度備前市介護保険事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第16号	令和7年度備前市病院事業会計予算	原案可決	なし
議案第18号	令和6年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)	原案可決	なし
議案第21号	令和6年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第4号)	原案可決	なし
議案第22号	令和6年度備前市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4号)	原案可決	なし
議案第34号	備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条 例の制定について	原案可決	なし
議案第38号	備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条 例の一部を改正する条例	原案可決	なし
議案第40号	備前市小集会所設置条例を廃止する条例の制定につ いて	原案可決	なし
議案第42号	備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定について	原案可決	なし
議案第43号	財産の無償譲渡について	原案可決	なし
請願第15号	物価高騰に見合った年金支給額の改善と誰もが安心で きる年金制度への改善を求める請願	不採択	なし

<所管事務調査>

- 備前さつき苑について
- 親子連れ投票に係る啓発等について
- 子ども食堂に係る要綱の改正について

<報告事項>

- インフルエンザと新型コロナウイルスの感染状況について（病院）
- PFASの進捗状況について（環境課）
- ひぜん元気マイレージについて（保健課）
- 健康づくりカレンダーについて（保健課）
- 高齢者ふれあい事業アンケートについて（介護福祉課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第16号の審査	2
議案第38号の審査	7
報告事項（病院）	8
所管事務調査（病院）	9
議案第40号の審査	11
議案第43号の審査	11
請願第15号の審査	12
報告事項（市民生活部）	14
所管事務調査（市民生活部）	16
議案第18号の審査	17
議案第21号の審査	19
議案第22号の審査	20
議案第3号の審査	22
議案第8号の審査	26
議案第9号の審査	31
議案第34号の審査	35
議案第42号の審査	36
報告事項（保健福祉部）	38
所管事務調査（保健福祉部）	42
閉会	43

厚生文教委員会記録

招 集 日 時	令和7年3月5日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会	～	午後2時28分 閉会
場所・形態	委員会室 会期中（第1回定例会）の開催			
出 席 委 員	委員長	中西裕康	副委員長	青山孝樹
	委員	土器 豊		守井秀龍
		立川 茂		藪内 靖
		奥道光人		草加忠弘
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	西上徳一		
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
説 明 員	市民生活部長	藤森仁美	市民課長	文田義宣
	市民協働課長	木和田純一	環境課長	岡村 巧
	保健福祉部長 兼福祉事務所長	久保山仁也	保健課長	高橋多恵子
	介護福祉課長	梶藤さつき	社会福祉課長	菊川智宏
	こどもまんなか課長	竹林伊久磨		
	総合支所部長	馬場敬士	三石総合支所長	瀬尾茂樹
	日生総合支所長	横山修一	吉永総合支所長	新庄英明
	病院総括事務長 兼 吉永病院事務長	藤澤昌紀	備前病院事務長	小野田一義
	日生病院事務長	隅谷淳就	備前さつき苑事務長	山口久美子
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、現在お入りいただいております病院事業と総合支所部の議案審査と所管事務調査を、その後市民生活部の議案審査と請願審査と所管事務調査を、最後には保健福祉部の議案審査と所管事務調査を行います。付託議案審査を優先して先に行いたいところではありますが、説明員の入替えの都合もあり、それぞれの部で議案審査と所管事務調査をセットで行ってまいりますので、お含みおきください。

それでは、議事に入ります。

病院事業より2議案提案されておりますので、順番に審査を行います。

***** 議案第16号の審査 *****

まず、議案第16号令和7年度備前市病院事業会計予算の審査を行います。

議案第16号について、質疑を希望される方は挙手でお願いいたします。

○守井委員 キャッシュフロー、収入、支出を見ましたら赤字会計になっておるということで、年間患者数の減少とか、物価高騰の関係で支出が増えるところがあったりということで大変な状況だと思っておるが、どういうところに着眼点を置かれて今回の予算を組まれたか、全般的なことでお聞きしたい。

○藤澤病院総括事務長 全体的に先ほどおっしゃられたとおり、赤字予算で組んでいるというのが今年度の最大の特徴かと思っております。患者数については前年度に比べて若干増えてきているようなところもあるんですが、当初予算で見たときに目標としていた数には少し届かないということがありまして、現実どのような感じで推移していくのかなという過去の実績等も見てみまして患者数を割り出しております。その上で、これぐらいの患者数ぐらいしか今のところは見込めないということを算出しまして、それで収益のほうを上げております。

費用につきましては、おっしゃられましたとおり材料費の高騰、それから光熱水費の高騰、こういうところは引き続き続いておりますので、なかなかそこに手当てができない部分があります。それからまた、給与改定等もありますので、人件費のところも上がっている部分がございますので、そういったところが収益が減少、費用は横ばいか、あるいは増加で赤字の予算を組むという形になっております。

○守井委員 キャッシュフローを見ましても若干減っておりますけど、まだ残高があるということで、何年かは大丈夫かなと思うけれども、いつまでもこういう状況が続いたら大変なことになると思っておる。

1日の平均患者数も1日が20人程度、延べ数にすれば1日20人でもかなりの数になってくるというところが収益につながるという感じもあるが。

病床数の充足率にしても80%、備前は76人、60%ですか、もうちょっと高かったような感じで、病床率を上げるのもなかなか難しいところがあると思うけれども、長期的に目標を持って何らかの対策考えていっていただきたいと思うが、その辺のお考えがあればお聞きしたい。

○藤澤病院総括事務長 おっしゃっていただきましたとおり、キャッシュフローにつきましては確かに7年度は減少という形でさせていただいております、ただ、残高はもう少しあるということですが、御指摘のとおりこの状態が続きましたらいつかは必ず尽きるというところでございます。

見通しにつきまして、病床数、吉永病院でいいますとそれなりに病床利用率は高いので、これ以上を望むのはそう大幅な増員は見込めないというところです。ほかの2病院につきまして、いろいろ工夫しながら病床利用率を上げていくという形は取っておりますので、このあたりはしっかり計画性を持ちながら、じゃあどうするのと具体的なところの打ち手を考えていってやっているところです。

今現在やっているところが診療報酬の施設基準、こちらを県内限らずですけれど、同程度の病院でこういう加算、施設基準が取れているというところをかなりの病院が取っているところは当然こちらの病院も取れるだろうということで、そういうところを導き出しながら、じゃあその加算がどうやって取れるのかというところを看護部、それから院長等とも話し合いながら進めていっているところでございます。

○守井委員 ぜひそんなところも望みながら、たくさんの患者が来られるということは元気な方が多かったら少なくなるということで、どっちかなという感じもあるけれども、ちょっとした病でもすぐ治るような形でしっかり来ていただくことを考えてもらえるようにぜひお願いしたい。

キャッシュフローで23ページの老健外ですが、期末残高が300万円と非常に微少な金額になっておる。ここらあたりをもう少し残高が増えるように努力していかなくちゃいけないと思うけれど、コロナがあって大変だっただろうと思うけれども、その辺の考え方がありましたら、老健外の件について伺いたい。

○山口備前さつき苑事務長 委員おっしゃるとおり、経営状況は苦しい状態が続いております。昨年4月からの介護報酬の改定で幾分介護報酬は、単価は上がってきているんですけども、それ以上に物価高騰でしたり、施設ができてもう30年近くなりますので、修繕費等もかさんでおります。先ほど、藤澤事務長が申し上げたように人件費のほうも上がってきておまして、なかなか介護報酬の増を生かせてない、また以前にもお話しさせていただいたとおり、今の高齢者のついの住みかを探される方が多く、うちの施設では今の現状では使い勝手が悪い状況で、入所を希望される方も減少してきているという非常に厳しい状況の中、今もスタッフの中で不定期ではありますが、会議を持って取れる加算がないか、どうやれば収益が上がるかというふうな話を職員間で行って収益増につなげておるところでございます。

○守井委員 特別なプロジェクトとか、全国的な事例とか、時代とともに流れがいろいろあると

思うので、そのあたりよく研究していただいて、少しでも安定した経営ができるようお願いして質問は終わります。

○立川委員 9ページ、今回、医業外を見てみました。受取利息の配当金1,732万4,000円。これは多分投資その他で15億円ぐらい用意してるので、キャピタルゲインと思うけど、今の金利状況からはじき出されておりますか。

○藤澤病院総括事務長 先ほどの受取利息ですけれども、収益費用の予算説明書がございます。46ページを見ていただきますと預金利息、それから、下のほうに医業外収益の1番目に受取利息配当金がございます。こちらが先ほどの受取利息配当金の内訳となっております。

預金利息につきましては、ただいまの現状、今物すごく上がってはきているんですけど、この予算策定の時点ではなかなか反映できておりません。

それから、もっと大きいところを占めておりますのが有価証券利息でございます、こちらにつきましては証券、有価証券、国債ですけれど、こちらで利率が決まっておりますので、こちら反映できてないというか、長期なので、できてないというところです。

○立川委員 おっしゃるとおり、キャピタルゲインが1,500万円、吉永の有価証券で15億円、これ政府系のガバメントボンドでしたよね、たしか建設系ということでお聞きはしてありましたけど。今の状況でこの1,700万円営業外の配当金に対して営業外の費用は今度11ページに支払利息及び企業債取扱諸費4,200万円上がってきております。何が言いたいのかといいますと、最初に申し上げたけど、ぼつぼつ投資の分回収してこういったところへ、病院債は交付税手当てはしていただいておりますけども、ほかのところでも多少考えてもいいのかなと、スリムになってもいいのかなと。片や、有価証券の金額と、これ後BSで出てきますけど、総合の負債とイコールぐらいで普通企業では考えられない予算になりますんで、その辺の御考慮をいただきたいというお話をしたが、これ取崩し等々はお話しされましたか、もう10年ほど前になりますけど。予定はありませんか。もう償還10年済んでいる。

○藤澤病院総括事務長 今のところではまだ考えておりません。

○立川委員 一部償還が済んでると、10年前のお話ですから。ということで聞いてみましたけれども、その辺も経営のスリム化ということも考えていかないと。減収になってくるわけですからお願いしておきたいと。

続きまして13ページ、資産購入費が7,208万1,000円、備前病院が95万7,000円、日生が201万8,000円、吉永が3,605万7,000円の医療機器を買うという説明がございますが、何を買われるか、簡単にお知らせください。

○小野田備前病院事務長 予算書の86ページを御確認ください。

86、87ページに資産購入費として各施設のが順に載っています。

まず、備前病院ですと大きなものとして電子処方箋システム、オンライン資格確認システム、それから医療機器として輸液ポンプ、シリンジポンプの購入となっています。

○隅谷日生病院事務長 日生病院の医療機器についてお答えします。

同じページで日生病院としましては食器洗浄機、電子処方箋システム、人工呼吸器、あと除細動器とか有酸素運動器、オンライン資格管理システム等々を購入する予定となっております。

○藤澤病院総括事務長 続きまして、吉永病院ですが、迅速遺伝子検査装置、特殊入浴装置、電子処方箋システム、全自動血液凝固測定装置、在庫管理システム、陰圧装置、スリットランプ、薬袋印字システム、汚物の密封パック装置、空気清浄機、エンドトキシン検出装置、輸液ポンプ、オンライン資格確認システム、PTP除包機、シリンジポンプ、それから知能検査機器等となっております。

○立川委員 何で聞いたかといったら、これ電カルシステムのシステムがまだいろんなお金が要りよんですね。もう完了したと、一応3病院統一でされてると認識はしとんですが、何かプラスになりよんですか。

○藤澤病院総括事務長 電子カルテ関連等のシステムになりますけれど、各病院に上げております電子処方箋システム、オンライン資格確認システムとなっておりますが、こちらは電子処方箋システム、これは国から示されておりますオンライン資格確認に当たっての電子処方箋を出せるようにということでありまして、国のほうも強力に進めております。こちらをオンライン資格確認の追加機能ということで導入するということになっております。

それから、オンライン資格確認システムにつきましては、いろいろと公費とか、扶助費等の資格確認、資格を取得する機能が追加で付与されてきておりますので、こちらが取れるようにということで機能を追加するものでございます。

○立川委員 マイナンバーの読み取りの機械の大体レベルアップするというお話は聞いてたが、導入してから私らも見てみますとお顔は読まない、パスワード忘れたというトラブルが結構あるみたいですけど、使用状況についてはどうですか。一応オンライン資格システムはこれでオーケーという解釈でよろしいか。

○藤澤病院総括事務長 まだまだ機能追加等はあるんじゃないかというふうには考えております。不具合等については導入年数が1年以内等であれば当然メーカーのほう交換等は応じてくれるんですけども、そうじゃない場合はもう保守等で対応するしかないという状況ですので、そこら辺患者様に御迷惑かからないようになるべく努めたいとは思っております。

○立川委員 このシステム、当然今騒がれてますけど、高額療養費オーケーが、同意は押しますね。そういった率の変更とか負担率の変更、これにはすぐ対応できるんでしょうか、これで。

○藤澤病院総括事務長 そちらのほうは迅速にベンダーが対応してくださればできると思いますし、今備前市病院事業で入れてる電子カルテにつきましては、比較的プログラムはベンダーがつくって、その適用は各病院で行ってくださいというような形で、割と費用がかからないものにはなっておりますので、そういうところに対応できていただければ早めに対応できるんじゃないかなと思っております。

○立川委員 その他吉永は500万円上がっているが、先ほどの金額からすれば大きいんで。

○藤澤病院総括事務長 こちらの500万円につきましては各病院で上げさせていただいております。急遽購入がどうしても必要になったもの、故障によってもう修理不能になったけれども、もう急遽購入をしなければ診療が回らないとか、そういったときに対応するために取っておるもので、使わない部分もあるかもしれないというところでございます。

○立川委員 予備的なというところで理解をしておきます。

65ページの修繕費、これを教えていただけますか、6,145万円。大きなやつだけで結構です。

12節修繕費、金額6,145万円、説明として機械器具、諸施設修繕費、備前が2,000万円、同じく日生が2,000万円、あと頭島、大多府も10万円ずつ、それから吉永も2,000万円という金額上がっておるんで、先ほどと一緒に万が一のためという解釈でいいということですか。

○小野田備前病院事務長 修繕費につきましては、言われるように万が一のためという形になってます。主には医療機器の修繕であるとか、そういったものに使用させていただいております。

○隅谷日生病院事務長 日生病院の修繕費についてお答えします。

備前病院と同様に、維持管理上の必要になるものが予想されるものということで2,000万円上げさせてもらっております。ただ、病院建設から約20年近くたっておりまして、医療機器、建物、そもそも老朽化しておる関係で、突発的なのが増えるというところで前年度よりは若干額のほう上げさせてもらっております。

○藤澤病院総括事務長 吉永病院についても同様でして、特に経年の劣化が激しいものとしては空調機器等が最近不調になっております。暑い時期、寒い時期、患者さんに直結するもので、こちら迅速に修繕させていただきたいということで計上してます。

○立川委員 先ほどの500万円は、医療機器の予備費的な感覚、今のは設備のほう。今事務長おっしゃったように空調が壊れそうとか、それがあれば手当てされたらいいじゃないですか。予備費的な修繕費、現状上がってない修繕費を上げてるわけでしょ。というのが大変気になります。

今壊れてるから修繕するんだということではなくて多分壊れるだろう、これ壊れたらおっしゃったように迅速に対応したいという意味の修繕費という解釈をしときますので、できたらそういったやつは現場の方からこれもう15年たっているからあれよとか、取りまとめて具体的なほうがいいのかというお願いをしておきます。

それと、先ほどおっしゃった中で施設基準も、大分守井委員のお話で施設基準を取ろうと。これ、何遍もお願いしてるけど、皆さん白本は見えていらっしゃいますよね、当然。具体的にここ一、二年で何か取れたものはありますか。僕NSTをお勧めしたけど。服薬指導とか。

○藤澤病院総括事務長 NST、それから薬の服薬指導、こちらのほうは今研究をしているとこ

ろでございます。吉永病院で急性期の看護補助体制加算が取れておりませんでしたので、こちらを取るように12月から届け出て、こちら多少収益が上がっているところでございます。

○立川委員 院長、管理者もあんまりそこまでは言わないと思いますので、当然皆さん方の肩にかかっているわけですから、取れるものは取りましょうというお願いをずっとしてしますので、よかったですね、取れて。

今、救急加算も取っておられるけど、何かあれでも取れるようなお話がありましたので、ぜひとも研究いただいて収益のアップにもつなげていただきたいと思います。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第16号の審査を終わります。

***** 議案第38号の審査 *****

続きまして、議案第38号備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第38号についての質疑を希望される方は挙手でお願いいたします。

議案書106ページをお開きください。

○守井委員 第17条第2項、聞き慣れない文言が出ておりますので、教えていただきたい。高齢者部分休業という言い方があるけれども、どういう意味合いのことを言っておるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

○藤澤病院総括事務長 市の職員のほうで、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例が新たに設定されておまして、こちらのほうでうたわれておりますが、満60歳を迎えた職員が、その職員が定年になるまでの間、申出によって1週間当たりの勤務時間の半分まで、2分の1を超えない範囲内で30分単位で取れるというものでございます。この休業した時間につきましては、そこに書いてありますとおり時間当たりの給与額を減額するという形になっております。

○守井委員 午前中でも午後等、その時間は特には規定されていないという感じで業務ができる形ですか。自分の好きなように働けるという意味合いですか。それとも、経営側からあなたはこの時間に来てくださいという形になるんですか。

○藤澤病院総括事務長 高齢になった職員の体力面等を考慮して定めているものだと私は思って

おりますので、雇用者側というよりは被雇用者側、雇われる側からの視点で見たものだと思っております。

○立川委員 今のところですが、該当されてる方は今何人ぐらいいらっしゃるんですか。部分休業を取っておられる方。延べで結構です。

○藤澤病院総括事務長 委員おっしゃられましたのは、高齢者の部分ではなくて、この部分休業全部に係るですか。

○立川委員 分けてもいい。子育てと介護とを分けてもらっても。

○藤澤病院総括事務長 今取得されております種類としましては部分育児休業、育児休業の部分休業でございます。備前病院が4名で、日生病院が1名で、吉永病院が2名、それからさつき苑で2名でございます。

○立川委員 介護はない。

○藤澤病院総括事務長 介護はございません。

○立川委員 今御説明のあった高齢者部分休業は該当がありませんよと。育児のほうで今おっしゃったように9人、該当しておられますよと、介護のほうはまだ発生していないという解釈しとってよろしいですか。

○藤澤病院総括事務長 介護については今のところ発生しておりませんが、高齢者の親御さんを持たれてる方等もありますので、今後は発生する可能性はあると考えております。

○立川委員 周知の方法を職員にこういう働き方できますよ、介護で困ってるんだったらお仕事というお話だと思いますので、育児のほうは若い子は早いですからこれでやってしまいますけど、こういう制度がありますという広報も各病院なり、これ病院の事業職員だと思いますので、徹底いただけたらと思うが、どうでしょうか。アナウンスを。

○藤澤病院総括事務長 こちらのアナウンスについて各職員、各院内で、各施設内で周知できるように努めてまいりますので。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第38号の審査を終わります。

***** 報告事項 *****

所管事務調査に先立ち、総合支所部及び病院事業からの報告事項をお受けいたします。

○藤澤病院総括事務長 いつもお出しするインフルエンザと新型コロナウイルスのグラフ、今回は出していないですけど、インフルエンザにつきましては急激に減っております。ほぼ陽性者がいないような週もある病院がございます。ただ、コロナのほうは低空飛行ですが、徐々に続いているというところで、2つの感染症については性格が違うのかなというところを感じております。

○中西委員長 今回の報告事項について、質疑のある方の発言を許可いたします。

○立川委員 インフルは下向きですと、コロナは大体横ばいですと。ほかの感染はどうですか、食中毒。備前市は特に縁のある貝類もございますし、そっちの発生状況はどうですか。

○藤澤病院総括事務長 ノロウイルスのほうは今少し多いと聞いております。

○中西委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で報告事項を終わります。

***** 所管事務調査 *****

次に、所管事務調査を行います。

質疑がある方の発言を許可いたします。

定例会ですので、どのような議題でも結構ですので、皆さんから総合支所部及び病院事業について御質疑はありませんか。

○立川委員 先ほども答弁あったけど、老健、建ってから長いよと。おっしゃったとおりついの住みかというのは特養のほうで、老健は在宅へ返すという大きな目的があって大変だと思いますけど、最近在宅へ帰られる方は多いですか。それとも、そういった施設移される方が多いですか。

○山口備前さつき苑事務長 在宅へ帰られる方もおられますが、最近は施設へのリハビリをしながらの特養待ちという方も数は増えてきているように見受けられます。

○立川委員 老健として本来の在宅へ帰そうというのはだんだん薄れてきて、利用者の高齢もあるでしょうけど、介護度はかなり上がってきてますか。

○山口備前さつき苑事務長 介護度についてはそのときに入所の希望のある方の偏りですが、今は50%弱が4、5の方で、中でも在宅に帰る方もおられます。在宅と家に帰られて過ごされて、また落ちてきたかなというようになったら入所して集中的にリハビリをしてとかという形を繰り返されてる方もおられます。

国のほうは、以前は3か月というのを言うてたんですが、ある程度特養待ちの方の受入れもということを言っておりまして、そこら辺が当初の目的とはずれてきてるところがあるかなとは思っています。

○立川委員 現状はそうだと思います。でも、4とか5とかの方でしたら在宅って帰られても無

理でしょう、御家族の方も。ずっとついておられるなら別ですけど、そういった場合にもう一つの事業、訪看であったり、訪リハであったりというところをお使いいただかないかんですけど、その連結はどうですか。

○山口備前さつき苑事務長 入所時は施設のケアマネジャーが中でのことをします。退所時には地域にある居宅介護支援事業所のケアマネジャーに退所時のカンファレンスとかで途切れのないようにということで連携は取れていると考えております。

○立川委員 各地域で、この辺も伊部で頑張っておられるけど、地域包括のケアをやろうと。そういうところへ病院、それから施設のほうからケアマネも出ていき、いろんなコミュニケーションといいますか、そういうのをやれる能力はあると思うけど、そういったところへ出かけていく予定はないか。地域包括ケアやると頑張っておられる地域があるんで。そういったところまでは手が回りませんか。

○山口備前さつき苑事務長 私の勉強不足でそういった詳細は分かりませんが、現場ではそういう要請等お声掛けがあれば出ていかせていただきます。

○立川委員 頑張っておられる地域もございますし、ドクター、ナースが入らないとどうにもならないんで、地域の力だけでは。御協力をいただきたいと思います。施設の老朽化もあるでしょうけど、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

○奥道委員 私の母のときに思った疑問ですけども、入所の順序ですね。お願いをして、待機が何人ですよって伺って、その待機を待ってる間に母は逝ったけど、この順序は、申込み順ですか、それとも何か基準があるんですか。

○山口備前さつき苑事務長 緊急度であったり、要介護度であったり、その地域の社会資源があるかどうかとか、そういったもろもろの関係で以前は判断をしているという、御本人の体調とかそういったものを勘案して順序が入れ替わったりしてると思います。

○奥道委員 今のお話伺う限りでは、今の条件を例えばAさんとBさんと比較してこの人は介護度が上だから、5じゃから先じゃ、4じゃから後じゃってというような、そんな判断はされてるということですよね。要するに基準というか、この人に入るだけの条件とこの人に入るだけの条件、AさんとBさんのその違いを明快にするというか、そんな基準の設定はなくて、ただそんな感じだからという判断をされてるということか。

○山口備前さつき苑事務長 私も細かいところまでは把握できてません。ただ、法的な基準とかはなく、面接とか、調査とかでそういったものをしているという感じではあると思います。申し訳ないです、明言ができなくて。

○奥道委員 私も興味を持って見たものですから。あるところでは要介護度が5の方で、例えば介護されている側が何歳の方がされてるかということとか、今さっきおっしゃったような条件、全部数値化して、それで順序を決めているところがあるらしいです。申し込んだ順は遅いけど、待機が何十人もいてもその方のその条件はそういう数値だから早くに入れたげにゃいけんと

いう、それが明確に分かるということをされてるところあって、これすごいなと思ったので、伺ってみました。

○立川委員 コロナ前ですが、病床数の適正ということで計画が出て病床数を適正に持っていこうということで、ずっと各病院ごとに減らす目標があつて、やろうかなつということになればコロナになっちゃってそれどころではないというところで棚上げなつたけど、そういう動きはまたあるのか。何か情報を聞いておられたら。どんな具合ですか。

○藤澤病院総括事務長 厚労省が病院の統合等を言われてきた流れのことですよね。

各都道府県におきまして地域医療構想というものを作成しております。それ2次医療圏の単位で定期的に会議が行われているんですけども、病院の統合を検討するよというようなことはコロナ前と言われておりましたが、コロナで延期になり、その後につきましては公立病院がコロナで貢献したということもありまして、公立病院の意義が見直されております。地域医療構想自体も今回新たにまたつくられるということですので、その中でまた病床分化とか、そういうことも議論はされていくと思いますが、現時点では具体的なところはまだ上がっておりません。

○立川委員 2次医療圏の構想で何とかなるかなというお話を今お聞きしまして、また詳しいことが分かったら教えてください。

○中西委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で総合支所部及び病院事業の所管事務調査を終わります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○中西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

市民生活部関係の議案審査及び請願審査を行います。

***** 議案第40号・議案第43号の審査（一括質疑） *****

なお、議案第40号及び議案第43号は関連する議案ですので、一括で審査を行います。採決はそれぞれ行います。

質疑を希望される方は挙手でお願いいたします。

○守井委員 議案第43号で無償譲渡ということですけど、土地はどういう利用になるのか。

○木和田市民協働課長 土地につきましては市の土地と言われておりますので、そのまま今後4月からは無償という形での貸与という形になると考えております。

○守井委員 無償でお貸しするようになるということで。

○木和田市民協働課長 委員おっしゃるとおりです。

○守井委員 それは特には問題は発生しませんか、大丈夫でしょうか。所有物として発生するよなことになるんじゃないかなと思うけども。

○木和田市民協働課長 他の自治公民館等につきましてもそういったケースもございます。また、土地は市ですので、建物のほうも今後その機能をもし失うことになれば、将来。話というか、契約上の中で建物は潰していただいて、原状復旧という形で返していただくというふうなことを考えております。

○青山副委員長 議案第43号の無償譲渡について、先ほど建物も返すときには原状復帰と言われたけど、譲渡後の管理に係る費用、修繕とかについてはどのような扱いを市でされるのか。

○木和田市民協働課長 こちらも先ほどと同じように他の自治公民館と一緒に通常の、例えば電気、水道、光熱水費、それからあと修繕費等につきましては地区のほうでの負担という形になります。

○青山副委員長 その辺のところは私も詳しいことが分からないけど、減免とか、補助とか、そういった制度はあるんですか。

○木和田市民協働課長 まず、固定資産税につきましては減免、全額免除という形にはなるかと思います。それから、建物の修繕等が今後発生してきました場合は公民館のほうの補助、全額ではないですが、2分の1程度の補助を使うような形での負担が発生はしてくるかなと思っております。

○中西委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第43号の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 休憩

○中西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 請願第15号の審査 *****

次に、継続審査としておりました請願第15号物価高騰に見合った年金支給額の改善と誰もが安心できる年金制度への改善を求める請願についての審査を行います。

請願第15号について、発言を希望される方は挙手で願います。

○立川委員 勉強しようということでできなかった経緯、今委員長言われまして申し訳ないと思います。

ただ進め方として私個人的には請願事項の5番が大変気になりますので、おっしゃることは分かりますということで趣旨採択でお願いしていただけたらと思います。

○奥道委員 私も勉強会ではできなかったこと残念かとは思いますが、あれから私もこれについて勉強を個人的にさせてもらいました。自分の中でよく分からん部分で採択は非常にこの請願者に対して失礼だろうということもありましたものですから、個人的にさせてもらいました。

この請願事項に関して1点目のマクロ経済スライドの廃止、これは将来の負担者に対する、これを思うと賛同できないと。さらに、3点目の全額国庫負担による最低保障年金制度の早期実現、これをいざ実際にやるとなると財源はどこに持ってくるかというような議論まで必要になってくる内容だと思います。要は、国が丸抱えでその年金を支給するということになるわけですから、これは無理と。そして、先ほど立川委員がおっしゃったとおり、5番の毎月その支給をするということは事実上、支給する側の負担があまりにも過重になってくるということもある、それから4番目に関しても取りあえず当面その月々3万3,000円を全員に、全ての高齢者にというのはこれは無謀だなと判断をしました。したがって、これはもう不採択でいいんじゃないかと思います。

○土器委員 厚生年金は年金になるんですね。前にもお話ししたけど、60歳から満額もらえるはずじゃった。国が厚生年金の運営の仕方を私は失敗したと思うけど。逆に言うと民間企業じゃったら詐欺になると思う。60歳から100%もらえるものを下げる、多分民間じゃったら詐欺になると思う。国じゃから許されるんで、法律を変えて。できるだけ年金を多くもらわないと現実にはこれから高齢者が困るんじゃないかと思う。

私、60歳で早くもらう、190万円やった、そのとき。年間もらえるようになったら。今度180万円ほどになっとったんです、制度いろいろ変わってから。それから、収入が多かったらもらえんとか、何かそういう形になって。この前少し上がったけど。当初からいうたら物すごく年金が下がってると。だから、できるだけ早く約束事でやったことじゃから国は支給をする形をしてもらわにやおえんのじゃないかと。

いろいろ請願事項の中で直すのは直してもええじゃないかと思う。それで、年金をできるだけ戻してほしいという形の請願にしたほうがいいと思う。

○草加委員 奥道委員もおっしゃられてましたけれども、請願事項の1から5の実現はなかなか現実的じゃないのかなというふうに思いますので、不採択で私は考えております。

○守井委員 同じように考えております。

○青山副委員長 私も幾らか調べてはみたけど、私の近辺でも年金額が少なくて生活に困っておられるという訴えをされる方もおられます。現実的に物価が高騰したり、そうした中でこれ丸々になるかどうか分かりませんが、国のほうに要望して考えていただく一つの手段になると思いますので、採択をしたいと思います。

○中西委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、採決に移るわけではありますが、採決はまず趣旨採択という御意見がありましたので、趣旨採択について行い、趣旨採択されなかった場合は採択について採決を行います。

それでは、採決をいたします。

趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数でありますので、本請願は採択について採決を行います。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第15号は不採択と決しました。

少数意見保留の希望がありましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で請願第15号の審査を終わります。

***** 報告事項 *****

所管事務調査に先立ち、市民生活部からの報告事項をお受けいたします。

○岡村環境課長 環境課より、使用済み活性炭の保管に係る対応状況につきまして御報告いたします。

令和7年2月21日に16袋の搬出がありました。累計で236袋、残りが344袋となっておりますことを御報告いたします。

○中西委員長 今の報告について、質疑がある方の発言を許可いたします。

○奥道委員 その前の搬出はいつでしたですかね。

○岡村環境課長 令和6年11月15日でございます。

○奥道委員 次はいつ頃になりそうですか。

○岡村環境課長 3月中に搬出があるということは岡山県のほうからお聞きしております。日にちのほうは現時点ではまだ確定しておりません。

○立川委員 一刻も早い撤去が望まれるわけですけど、残りのスケジュールを。今、3月というお話があったが、残りの分はいつぐらいになりそうか、見込みが分かれば教えていただきたい。

○岡村環境課長 岡山県さんからは、3月に一回16袋の搬出があるということはお聞きしとんですが、それ以降のことについては現段階ではお聞きしていないという状況でございます。

○立川委員 というのが、見込みであと10年かかるとか、5年かかるとか、もう大ざっぱなところで結構ですけど、一日も早い撤去が望まれるわけですから、その辺のアプローチも、県から教えてもらえないかも分かりませんが、見通しとすれば何か欲しいと思うけど、どうですか。

環境課の感触ではあと何年かかると。3か月に一度16袋ですと計算できんぐらい長いんですけど、その辺見込み、分かる範囲で結構です。

○岡村環境課長 環境課としまして、早急な排出、これは引き続き県のほうにはお願いをしてまいりたいと考えておりますが、そのあたりの詳細な、どれぐらい残りがかかるかというあたりも含めまして、また再度県のほうにお聞きしたいと考えております。

○立川委員 本当にそうだと思います。強力に言ってほしいと思います。搬入したときにはこんなかかってないわけですから。もう皆さん御存じのとおり、これ以上言いませんけど。数日間の間で全部搬入されたものでしょ。これが5年、10年かかる、県のほうにもアプローチもかけていただきたいし、スケジュールが分かれば早めに御報告いただけたらと、よろしくお願いします。

○青山副委員長 11月15日に運び出されたのがこれで含めて220袋で、2月6日に備前県民局の環境課から地区に説明があったということで、先日地区の区長会でその用紙を出されて説明を地区の区長がされました。そこでは11月15日に220袋を搬出して、残りの400弱が残っている。それを2月と3月に今年度はやっていくんだということで先ほど説明ありました。

16袋を積み出されたんですか、2月に。ということになりますね、236袋出されたということで。さらにまた、3月に16袋ということで、かなり小分けにいかんといけんのかなということと思う。

先ほど、立川委員からもありましたように、早急に県であろうと海辺であったり、川の横であったりということで、そういう場所から別のところに移すということは何かアプローチできないでしょうか。

○岡村環境課長 岡山県さんのほうにもそういった話を今までしたことがありますが、県としましてはパレット等々にてかさ上げ等々も行つて、海、河川、こういったところに流れ出るような対策はしとるというようなことはお聞きしております。

しかしながら、確かに倉庫のへりに、すぐ近くに河川があり、それから海につながるといふ場所であることは私も認識はしております。

○青山副委員長 風評被害というのはまだ聞かれないが、あの場所は250号、頻繁に通るところ、すぐ見える場所であります。こんなところにあつて大丈夫かという声も聞きます。説明ありましたようにパレット等でかさ上げして、水害に遭っても大丈夫な処置をしてるとはいえ、見た目は非常に危険な状況が感じられる。風評被害が起らないうちに撤去していただきたいと思います。

伊里漁協さん、日生漁協さん、直接通じるような場所ですので、ぜひ場所替えをしていただい

て、そこから16袋ぐらいしか処理ができないということでこういう数字が出てると思うんで、これはどういってもそれだけしか毎月処理ができないという状況だと思います。それは理解するけど、あの場所からもう少し危険度の少ない人目につかない、そういったところに移していただくということをさらにアプローチしていただきたいと思うけど、いかがでしょうか。

○岡村環境課長 引き続き、県に対しまして早期処分等適正な保管をお願いのほうをしてまいります。

○中西委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに報告事項はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で報告事項を終わります。

***** 所管事務調査 *****

定例会ですので、次に所管事務調査を行います。

市民生活部関係の質疑ある方の発言を許可いたします。

○奥道委員 以前一般質問させていただいた期日前投票所へ御来場になった子供さんへの記念品、実際にこの間の衆議院選挙とかにされたのかどうなのか、されたのであればどんなものをどれぐらいの人数の方に差し上げたのかを教えていただきたい。

○文田市民課長 お尋ねのありました親子連れ投票に係る啓発について御回答いたします。

10月27日執行の岡山県知事選挙と衆議院議員総選挙がございました。この際に、期日前投票所で親子連れの投票の啓発といたしまして、備前市の選管で独自につくりました塗り絵と、あと間違い探し、こちらは県からいただいた資材にはなるんですけども、こちらを期日前投票所に来場していただきましたお子さん98名分を配付しております。

○奥道委員 要は保護者の感想とか、子供さんの感想とかといったものは聞かれていますか。

○文田市民課長 投票所はどうしても小さいお子さんからすると異質といいますか、堅苦しい雰囲気と感じられてる様子が入り口では見受けられるんですけども、塗り絵と間違い探しをお渡しすることで子供さんだったり保護者さんだったり雰囲気が和らいで、投票所の雰囲気も変わってきておるのは実感しております。

○奥道委員 直近であれば今度市長選挙、また夏は参議院もありますし、そういった機会にも改めてこういったことは継続していただけますか。

○文田市民課長 先ほど申し上げさせていただいたとおりですけども、親子連れの啓発することで御家族だったり子供さんにも好感触を実感しておりますので、以降の選挙につきましても親子連れ投票の定着に向けて継続していきたいと考えております。

○土器委員 伊部の投票所ですけど、実際には前の旧伊部公民館です。あれは私が区長のとき承諾した。当時伊部公民館に投票所という形決めたときに比べて今高齢者の方が多い。特に2号線

から北側。大変なんで、伊部小学校を考えてもらえたらと思う。2号線を渡ってあそこまで行くのは大変です、高齢者の方が信号を渡って。だから、もうちょっと考えていただけたらと、検討していただけたらと。

ここでは間に合はんのですよ。だから、市会議員あるいは県会議員の選挙のとき、検討していただけたらと思います。

○文田市民課長 御意見賜りたいと思います。

○土器委員 高齢者の方、施設へ入ってる人の投票ですけど、何か制度があるのか。

○文田市民課長 病院等不在者投票ができる施設がございます。そういったところでの投票を各選挙で実施しております。

○土器委員 それは施設のほうから申出が出たらしてもらえるんですか。

○文田市民課長 有権者の方がその施設で投票したい旨申し出ていただいた後、施設から選挙管理委員会のほうにお申出いただいて、不在者投票を実施しております。

○中西委員長 ほかに所管事務調査で発言を希望される方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で市民生活部関係の所管事務調査を終わります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

保健福祉部関係の議案審査を行います。

***** 議案第18号の審査 *****

まず、議案第18号令和6年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の審査を行います。

議案第18号について、質疑を希望される方は挙手でお願いいたします。

歳入歳出一括でお願いいたします。

○守井委員 歳入の9ページの県支出金の保険金給付費等交付金1億8,813万2,000円が実績によって増えておるけれども、人数によるのか、所得が上がったのか教えて。

○高橋保健課長 9ページの普通交付金の保険給付費分だと思いますが、これは国民健康保険の被保険者の1年間の総医療費に対して県からの支出金になります。金額が増額補正ということで、今年度予測よりも国保の医療費が増となっていると解釈していただけたらと思います。

○守井委員 医療費が増えたからその給付金として市のほうへ入ってきたという考え方になるのか。

○高橋保健課長 国保特別会計におきましては、医療費は岡山県のほうが医療費のほうの支出の負担をするということになっておりますので、県のほうが調整して備前市分の医療費に合わせて

寄附をされております。

○立川委員 今の件ですが、12、13ページへ出ておるが、一般被保険者療養給付費1億745万7,000円、療養給付だと思います。それから、その下の一般被保険者の高額医療、最近問題になってますけど、この分が7,491万7,000円と思いますが、該当人数大体分かりますか、アップになった方の。

上から行きましょう。療養給付は延べでも結構です、どのぐらい増えたのかなと。

○高橋保健課長 これは備前市国保総医療費に対する給付費と高額療養費でございます。被保険者の人数は、団塊の世代が昨年度で全員後期高齢者医療法のほうに移行しましたので、被保険者自体は減っておりますので、総医療費につきましては昨年より金額的には減っております。しかし、1人当たりの医療費が医療の高度化、それから国保の被保険者も退職者がほとんどを占めるということで、被保険者の高齢化により療養費自体が上がっております。また、高額療養費に関しましても同様の傾向が見られるということがうかがえます。

○立川委員 今課長がおっしゃったように保険税は人数が減りますからダウン、それから療養給付はアップという傾向が団塊の世代がいなくなりますので、後期医療に入りますから。この辺はどう考えておられますか。もう坂道転がるような感じでしょ。入ってくるほうはどんどん減っていく、給付のほうは高度医療が入ってきたらどんどん上がっていく、どこで交わるか大体見当つけておられますか。

○高橋保健課長 私見も含まれる回答になりますことを御承知願いますが、先日昨年の定例会で令和5年度の決算報告をさせていただいたときにも申し上げましたが、入りと出を見たときに被保険者は年々減っていて、医療費のほうは年々上がっているんで、単年でいくと既に令和5年度で赤字決算となっております。ですので、今のまま国保の特別会計を見たときに、今年度、令和7年度も被保険者の社会保険への被用者保険の拡大がさらに進むということになっておりますので、より一層被保険者が減り、退職組ばかりの国保の被保険者の構成になるということで、ますます医療費は1人につきの医療費が高くなるということと、複数病気を持つことで高額医療に該当する人も増えると思っております。

当初のところでも申し上げようと思っていたんですが、せっかくなので、併せて申し上げますが、医療費自体が今後右肩上がりに上がっている状況ですので、今のままだと国保税のほうは値上げをしないと医療費のほうが県に納付できないという状況にあります。しかし、今現在岡山県で国保税の同一世帯構成、同一所得なら保険税は統一するという後期高齢者医療と同じような扱いに向けて岡山県準備を進めている状況ですので、それに向けてできるだけ今国保特会が持っている基金を崩すことで国保税の値上げをしないことで来年度はいきたいということで先日国保運営協議会で承認を受けましたので、とにかく医療費の削減、デジ田における健康づくりを推進すること、また特に医療費が高いのはもちろんがんの治療薬が大きいんですが、備前市は何度もこの場で申し上げましたが、心筋梗塞がとにかく非常に高い。突然発作を起こし、手術をし、二、

三か月の入院加療という。一度起こすとその後もずっと投薬が必要ということで、とにかく心筋梗塞の発症を防ぐ、脳梗塞の発症を防ぐ、透析への移行を防ぐということを来年度の保健事業に取り組んでいき、右肩上がりの医療費が少しでも緩やかなカーブになるように職員一同努力するつもりでありますので、皆様にも御協力をお願いしたいと思います。

○立川委員 本当に数字だけ見るともう２年度でパンクと、基金取り崩して終わりというところ辺まで追い込まれてると思いますので、しっかり運用のほうをお願いしたいと思います。

１４、１５ページで特定健診の減額７４２万８，０００円、特定健診審査料が△の７４２万８，０００円、受診率どのぐらいでしょうか。お見込みよりは減ったということで減額しておられると思うが、最終的に受診率は分かりますか。

○高橋保健課長 受診率自体は、被保険者の数が減っているということで受診率自体は上がっております。昨年度と同様に約３９．５％程度を見越しておりますが、１２月末までが健診期間でしたので、今現在まだ健診機関から結果が戻ってきている状況ですので、まだ正確な数字はありませんが、この減額につきましてはもっともっと受診率が上がることを期待して高めに予算を取っていたので、不用額を減額したというものでございます。

○立川委員 受診率は大体平年どおりだと。思惑ではもうちょっとお願いしますよという希望予算が入ってたということで理解しておきます。

○中西委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第１８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第１８号の審査を終わります。

***** 議案第21号の審査 *****

続きまして、議案第２１号令和６年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）についての審査を行います。

議案第２１号について質疑を希望される方は挙手をお願いいたします。

歳入歳出一括をお願いいたします。

○守井委員 ９ページの後期高齢者医療保険料の現年分が２億２，２００万円増額になったということですが、細部説明ですと料率の変更というところですが、どういう具合に料率が変わったのか。

○高橋保健課長 後期高齢者医療は2年に一回保険料の改定がございます。令和6年度は改定の年でしたので、見込みよりも保険料の改定のアップにより増となっております。

○守井委員 そのアップが何%から何%になったかが知りたい。

○高橋保健課長 被保険者1人当たりで換算いたしまして、令和4年、5年の2年度は月額6,037円でしたが、令和6年度は453円増の月額6,490円、年間で7万7,880円となっております。ちなみに令和7年度は108円増となりまして、月額平均6,598円、年間で7万9,176円となります。

○立川委員 給付のほうでお話が出てくるかなと思ってたけど、さっきおっしゃったような社会保険料の改定があつて、1割負担、2割負担、3割負担、混在してると思うけど、どういう割合になるか、それも併せてお教えいただけたら。

○高橋保健課長 6年度はまだ確定しておりませんが、5年度決算での負担割合でいきますと、被保険者数7,565人対しまして1割負担の方が6,169人、2割負担の方が1,140人、3割負担の方が256人でございます。

○中西委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第21号の審査を終わります。

***** 議案第22号の審査 *****

続いて、議案第22号令和6年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について審査を行います。

議案第22号について、質疑を希望させる方は挙手で願います。

○守井委員 15ページで第三者行為に係る損害賠償金が出ておるけど、第三者行為ですから相手と自分とあつて、それ以外の方に係る損害賠償金というような表現になっておりますけれども、これはどういうことが起きたのか。

○梶藤介護福祉課長 こちらの第三者給付金につきましては、介護になった原因が病気等による要介護状態でなかった、事故等によることが原因で要介護状態になったというところに第三者行為ということになります。

このたびのケースにつきましては、交通事故による要介護状態ということで、国保連のほうに

審査を依頼しまして、このたびそれに係る介護給付について賠償金がこちらに入ってきたという経緯でございます。件数としては1件の方、1件の事例でございました。

○守井委員 それは単年だけの話になるのか。経年的に2年、3年とか、そういう形の損害賠償になるのか。原因がそれであれば引き続き何かある感じもするけど、いかがですか。

○梶藤介護福祉課長 この案件に関してましては、2年ほど審議が続いていて、やっとここで国保連のほうでの審査が終わったという経過がございました。その間についての給付金になります。

○中西委員長 守井委員の言われるのは、今後ともそういうものが支払いされるのかどうか。

○梶藤介護福祉課長 今後につきましても給付がされるということです。

○立川委員 歳出、16、17ページ、まず2款の保険給付費、介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付は6,890万円、アップした主な事業、主なサービス、どちらでも結構ですが、お教えいただけたら。

○梶藤介護福祉課長 こちらの居宅介護サービス給付費が増加したことによる原因ですけれども、主には施設介護の給付費が伸びております。それと、地域密着のサービスについての介護給付費が伸びているというところです。

施設給付につきましては、コロナ禍令和3年、4年ぐらいまで急激に落ちた経緯がございました。5年度につきましては、コロナが移行した後から少しずつ施設が増えておりまして、6年度徐々に令和2年度ぐらいの給付に戻ってきているという経過がございますので、主には施設介護が伸びているというふうに見ております。

○立川委員 地域密着で主なものは。

○梶藤介護福祉課長 地域密着介護につきましては、こちらも小規模特養の施設がありますので、そちらがほぼ定員に見ているというところと、それから小規模多機能を利用される、これはケースの利用の仕方にもよるかもしれないですけども、そちらの給付費が少し伸びているというところを見ております。

○立川委員 その下2款の保険給付費で介護予防サービス、これがサービス給付の金額を減額しておられるが、1,586万8,000円、これどんなサービスを見込んだのができなかったのか。

○梶藤介護福祉課長 こちらの減額につきましては、一番大きいのが先ほどもあったんですけど、小規模多機能の予防給付の方のほうです。小規模多機能の事業所が令和5年の末に1つ閉鎖をしております。その関係で、予防で継続的に利用されてた方が減ったというふうなところが一番大きな額となっております。

○立川委員 小規模多機能のお話が出たけど、市内で何件ぐらい今利用できるんでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 3か所ありましたのが、今2か所になったという現状です。

○立川委員 小規模多機能はもう大変経営が難しいんで、大きなところがやっていたらいい

いんですけど。

これ予防給付、今おっしゃった市内では2か所しかないよ、市外で受けてした場合にも給付出るんですが。県外、市外。

○梶藤介護福祉課長 地域密着なので、これは市内の方のサービスとなっております。

○立川委員 特例も何かあった気がしたけど、なかったですか。市内地域密着ですから、近隣の例えば2か所しかないの、三石や日生だと赤穂のほうが近いじゃないですか。こっちのところだったら長船も近いし、何か特例があった気がするけど、なかったですか。

○梶藤介護福祉課長 今のところ登録については市内の事業所ということで、特例は特に記憶をしておりません。

○立川委員 今言いましたように、利便性、使い勝手からそのようなものもあるので、気にしていただけたらありがたいと思います。

その下、2款の保険給付で高額介護サービス、これが伸びとんですけど、500万円という補正、これはどんなサービスになりますか。

○梶藤介護福祉課長 要介護度によって利用料の上限額が決まりますけども、それを超えた額について高額療養費の適用になります。こちらが増えている理由としましては、施設入所が増えたということとの連動があるのかなというふうには見ておりますので、施設入所することで介護給付費が伸びていることによる高額も伸びているという状況だと思っております。

○立川委員 施設入所が伸びてるから、それオーバーした分高額療養と一緒に、出ているよと。特に原因はないという解釈ですね。施設入所が増えてきたと。分かりました。

どのぐらい増えたか分かりますか。率でも、人数でも結構。

○梶藤介護福祉課長 地域密着を除いた施設入所になりますが、5年度末が355人です。6年のこの12月の月次ですけども、見ますと373ですので、20件弱、18件と、増えているという状況だと思います。月々で変更があると思うんですけども、入所者に関しましては。

○中西委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第22号の審査を終わります。

***** 議案第3号の審査 *****

続きまして、議案第3号令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計予算、別冊の予算書をお開きください。

議案第3号について、質疑を希望される方は挙手で願います。

○守井委員 歳入で県支出金、先ほどのとよく似てくるかなと。県給付費等交付金の分で普通交付金が27億7,916万3,000円、13ページです。

昨年に比べて約1億円ほど増えてるが、先ほどのお話とつながるのかなと思うけども、あるいは人員の関係かなと思うが、増えた理由は、先ほどの理由かもしれませんね。

○高橋保健課長 これは普通交付金は、国保の被保険者の医療費の額ですので、単純に医療費が上昇すると見越して増額にしております。

○守井委員 先ほどの補正と同じような話でしたね。分かりました。

○立川委員 14、15ページの繰入金、直営診療施設勘定繰入れ、ずっと変わってないけど、514万7,000円。御説明いただけたらと思います。

○高橋保健課長 この直営診療施設勘定の繰入金は、吉永にございます総合保健施設と吉永病院の建設時に借り入れた借金に対して、直営の吉永病院のほうから面積案分で一旦国保の特会のほうに繰入れをいただいています。その金額と合わせて借入れしたところへ支払いをしているので、例年同じ額になっております。

なお、令和7年度で借入れのほう完済予定ですので、これが最後になるかと思います。

○立川委員 この直営診療所は吉永病院だけでしたか。

○高橋保健課長 吉永病院総合保健施設の建築時の借入れですので、吉永病院のみでございます。

○中西委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

歳出、20ページから。

○守井委員 22、23ページで総務費、4項収納率向上特別対策費、1項1目収納率向上特別対策費、国県支出金327万円、それからその他という財源があったと思うが、128万4,000円、その他の財源はどういう財源になるのか。

○高橋保健課長 繰入金です。

○土器委員 納税組合は今何組合残ってんですか。23ページの。

○高橋保健課長 例年決算と同じで、日生漁協のみとなっておりますが、52件になります。

○立川委員 32、33ページ、保健事業の保健衛生普及費、人間ドックの委託料944万8,000円上がっております。昨年の決算では93万円の補正ありましたよね、補助金のほうが国保のほうで。後期高齢が5,000円ですけど、10万円ほど出てましたっけ、補助金。ドック受けたら。今度アップできないかなと。

○高橋保健課長 先ほど、補正のほうで人間ドックのほう減額させてもらったのが、受診者自体

は400人の定員に対して398人、ほぼ定員に達しておりますが、ただ脳ドックと、あと胃カメラ等の追加検査をするかしないかで金額が大きく変化するので、追加検査なし、脳ドックの数も6年度は少し5年度に比べて少なかったので、減額をしております。

7年度に関しましても、定員は400件ということで、一般健診が250件、脳ドックが150件ということで、また追加健診と脳ドックは結構二、三年に一回受けられている方がいらっしゃるの、被保険者数自体は減るんですが、委託料自体は少なくしております。

また、これ委託料ですので、窓口負担での自己負担であります。補助金ではございません。この後、後期が出る分は補助金にしております。

○立川委員 毎年人間ドックは割合評判がいいといいますが、おっしゃったとおり定員にほぼ固まるけど、内容を先に言っていただきましたけど、脳ドックと内視鏡、全然費用も違ってきますし、この辺の補助はどうお考えになっておられるか。例えば脳ドックとおっしゃってました二、三年に1回、5年で1回20万円補助を出すとか、そういったシステムは考えられないでしょうか。

○高橋保健課長 脳ドックにつきましても、胃カメラにつきましても、プラスするか否かは個人の選択にさせてもらってますので、もちろん補助対象の上での委託料でございます。

○立川委員 窓口で本人負担がマックス、それからスタンダード、分かりましたら。我々が行ったときに脳ドックしなくていいよというスタンダードであればこれだけ、オプションで脳ドックつけてください、ストマックファイバーつけてくださいといった場合の金額ですね。

○高橋保健課長 一般健診で行いますと6,800円が自己負担になります。脳ドックを追加される場合は8,200円の追加となります。あと、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌検査、眼底カメラ、肺機能検査、頸動脈エコー等はそれぞれの単価がありますので、追加される場合はそれぞれ追加の金額を一般健診の6,800円の自己負担に追加でということにはなります。

○立川委員 普通の病院行かれますと、一般で受けると脳ドックは15万円。今、格安で入るんで、皆さん応募されると思いますが、今の金額ですと窓口負担で。どうですか、今後は枠を増やすとか、補助金を増やすとか、そんなお考えはあるかないかだけお聞かせください。

○高橋保健課長 枠自体は今回398と、あと2人というところですので、被保険者数全体が減っている中で、希望がどうかというあたりで来年度も被保険者が大幅に減るだろうということで定員数はそのままにしております。

それから、補助の額を上げるということにつきましては、人間ドックの特定健診の項目につきましては特定健診とみなしますので、国から補助金を9,000円近く頂いています。ですが、先ほども申しました国保特会の会計自体が厳しゅうございますので、そこは要検討が必要かと思っております。

○守井委員 24、25ページの保険給付費の療養諸費、一般被保険者療養給付費ですが、令和6年度23億3,095万円が23億3,070万円とほぼ横ばいの予算が含まれておるとい

ことで、毎年若干人数が減ってきておりまして、令和7年度は4,237世帯、6,094人ありますが、令和6年度に比べて人員数が幾らか減っておると思うが、そのあたりの御見解は。

○高橋保健課長 見込みで申しますと、被保険者数自体は500人程度減少するかなというふうに思っております。社会保険の被用者保険拡大が進むとさらに進むのかもしれないですが、先ほども申しましたように1人当たりの医療費が上昇しているということで、500人程度減の伸び率が前年比98.8%というところで計算し、7年度の当初の金額を出しております。

なお、一般の診療の下に療養費のほうですが、これはあんま、はり、きゅう等の療養費につきましては、補装具も含め非常に増えておりますので、こちらのほうは被保険者が減少しますけども、高齢化が進むということで102%の増で予算を組んでおります。

○守井委員 26、27ページの高額療養費の一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金が4億3,320万3,000円と昨年に比べて1億円ぐらい増えたが、そんなに高額療養が伸びたけど、理由は、伸び過ぎのような感じがする。

○高橋保健課長 高額療養につきましても、被保険者等高齢化しており、また医療自体が高度化されておりますので、薬剤等も含め治療費が高額になるということで、前年度の伸び率を過去2年間で計算して、105%の増ということでこの金額を試算しております。

○守井委員 105%、125%じゃないでしょうか。3億3,370万円から4億3,320万円になって、それは人数の関係が変わってきてるのかなと。単なるパーセンテージの療養費が上がった感じではない感じがするけど、いかがですか。

○高橋保健課長 1人当たりの医療費が105%増で試算をしております。

○守井委員 31ページの特定健診の下のところで、13節委託料1,257万6,000円のうちのポリファーマシー、重複多剤服薬対策事業委託料、2件あるが、その対策事業委託料はどういう事業をやられるのかと、令和6年度については生活習慣病何とか予定何とか事業が397万7,000円あったけど、それがなくなってるけれども、それらの事業はどのようなになったのか、2点お聞きしたい。

○高橋保健課長 まず、ポリファーマシーというのは重複多剤服用ということで65歳以上74歳までの被保険者の方が6種類以上の薬を2週間以上継続で飲まれている方に対して、薬というのはいい作用もするんですが、かえって多剤服用により副作用が出ること、また薬同士の関係性もありますので、まず主治医の方にまず相談に行ってくださいというような、そういう保健指導を行っております。それに対するリストアップ、レセプト等から2週間継続で6種類以上の薬を飲み続けている方のリストアップのための委託料でございます。

もう一つ、健診未受診者等対策事業委託料というのは、特定健診の受診率が先ほども39%と申しましたが、国保の被保険者約6割の方がまだ未受診でございますので、健診を受けていらっしゃらない方には年に2回受診を促す勧奨はがきというのを送っております。その対象者を抽出するための委託料でございます。

2点目の6年度には生活習慣病重症化予防事業の委託料があったけれどもということでございますが、それは先ほど6年度の補正予算で44万円減額を計上させてもらっています。これは生活習慣病になる方が、レセプト上途中で治療を中断している方をリストアップして、治療が必要ではないか、主治医に再受診を促すという事業、それから糖尿病の状態がどんどん悪化していて、このままだと透析になるおそれがあるよという方もリストアップをしているという、この2つの事業を5年度までは対象者をリストアップすることを委託しておりました。市民の方へ保健指導するのは市から行っておりましたが、備前市の国保のほうのシステムでレセプト情報を見ながら市の担当者が直接リストアップをすることが今年度から可能となっておりますので、6年度の予算自体を先ほどの補正で減額をさせていただき、7年度も直営でリストアップできるため計上をするのをやめました。

○守井委員 36、37ページの諸支出金で直営診療施設整備費、28節繰出金550万円が直営診療施設整備費繰出金で出ております。これどこの病院とどこの病院へ幾ら金額ずつ出ているか、お教えいただけたらと。

○高橋保健課長 国保の直営診療所につきましては、補助事業に該当すれば1医療機関に275万円ずつ繰り出しをしております。7年度は日生病院と吉永病院の手挙げがございましたので、2病院に対して繰り出しをするものです。これは特別調整交付金が10分の10でございますので、同じ額をそのまま歳入の特別調整交付金に計上させていただいております。

○中西委員長 歳出全体でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、5ページの債務負担行為。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第3号の審査を終わります。

審議中途ですが、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○中西委員長 それでは、休憩所に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第8号の審査 *****

議案第8号令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査いたします。

お手元に新規事業の概要のところが今日差し替えで出てます。

○奥道委員 15ページの歳出、保険料還付金200万円。諸支出金、償還金及び還付加算金の1目のところの後期高齢、23節の。これ、お願いします。

○高橋保健課長 15ページの保険料の還付金についてですが、転出や死亡等により一旦納めていただいていた保険料を還付するものでございます。

○立川委員 歳入で諸収入、雑入、5節長寿健康増進事業補助金17万5,000円、これは歳出のほうはどこで対応するのでしょうか。

○高橋保健課長 11ページの長寿健康増進事業補助金は、後期高齢者の健康診査を受けた方の受診率アップを目指して6年度からみなし健診という制度が始まりました。国保と同様で、医療保険で同様の生活習慣に関する例えば血圧だとか血液検査、心電図等の医療で検査を受けていた場合、その結果を市のほうに報告していただいたら情報提供料ということで1件につき2,500円広域から頂けることになっております。そのみなし健診の料金でございます。

歳出につきましては、そのみなし健診を情報提供いただいた医療機関に歳出の一般管理費、12役務費、手数料のところで支払いをさせていただくということになっております。

○立川委員 みなし健診で一応手数料ということで65万7,000円中に含まれてますと。さっきおっしゃったのは、受診の医療機関からの請求ということになるのでしょうか。

○高橋保健課長 基本的には後期高齢者の被保険者に健診の御案内を送付します。健診を受けるのではなく、自分がかかりつけ医で、医療でふだん受けているので、主治医に健診と同等の中身のものを情報提供していただきたいということで、被保険者から主治医に言っていただくというのが原則ではありますが、備前市としましては和気医師会の先生方にこういう制度がありますので、医療機関にとってもメリットが大きいと思いますので、ぜひ御活用くださいという御案内は申し上げております。

○立川委員 では、請求は誰からして、どこへ支払われるようになるのでしょうか。

○高橋保健課長 請求は各医療機関から保健課のほうにございます、保健課が各医療機関の口座に支払っております。補助金を広域連合のほうから後期の特会のほうに頂いております。

○立川委員 では、みなし健診があった場合は主治医に言いなさいよ、保険者の場合ですね。医療機関を受診した場合に先生にこんなんあるけど、何とかしてくれというお話を伝えればいいということですね。例えば健診に行ったときに、何かのあれで行ったときに血圧測ったよ、心電図取ったよ、それから写真撮ったよということであればお伝えしてみてもいいということになりますね。それでいいですか。

○高橋保健課長 検査項目、必須の検査項目全てを満たしておればオーケーですので、例えば心電図だけが足りない場合は追加で保険診療で心電図を受けていただいた上で情報提供をしていただくというケースもあります。

○立川委員 保険者はその項目を意識して、はがきが来たやつを持って行って5種類したけど、もう2種類足らんなど。じゃ、先生これ取って、あれしてってということも言えるということ。保険者の認識がまず必要ということですね。

○高橋保健課長 このみなし健診の制度は、6年度から後期のほうで県下一斉に始まっておりますが、もともと国保の被保険者に対しては行っておりますので、被保険者自身がこういうのを申出をついていうのももちろんですけど、主治医の先生方からみなし健診の扱いにしようかというケースも多々あるようで、6年度は結構件数が上がりましたので、追加で補正をさせてもらった状況がございます。

○立川委員 これは後期高齢だけですね。国保のほうは関係なしですね、みなしは。

○高橋保健課長 以前からあります。

○守井委員 歳入の9ページ、後期高齢医療保険料で現年分が4億8000万円となっておりますが、令和7年度は何人対象になっておるのでしょうか。

○高橋保健課長 団塊の世代が昨年までに全員75歳以上となりましたので、来年度は年間で約580人が新加入になる想定で、7,800人の被保険者数を見込んでおります。

○中西委員長 新規事業の歯周病も人間ドックも聞いてあげてください、せっかく出てますから。

○立川委員 総務費のところで一般管理費でお尋ねをします。

人間ドックの受診費用補助事業、これ大体200人ですが、どの程度需要があるとお考えか。

まず、この制度から御説明いただけますか。申請、助成券、受診、請求支払いと保険者がすることですね。

○高橋保健課長 委員発議で人間ドックの補助事業を計上させてもらってます。国保の人間ドック制度に準じた内容をとってはあったんですが、いかんせん後期高齢者の会計のほうは財政が厳しゅうございますので、国保と同等の助成は無理だろうということ、また先ほどお話がありましたみなし健診で2,500円の情報提供をさせていただいてるので、人間ドックと言われると高額な負担を払って自費でされているので、掛ける2で5,000円程度で助成をさせていただけたらなというふうに計上しております。

しかし、後期高齢者の方はほとんどが医療を受給されてますので、あえて人間ドックを受けられる方は少ないのではないかとということで、人数を200人ということで想定しております。

人間ドックの補助制度を希望される方は一旦保健課に申込みをしていただいて、助成券を持った上で医療機関で受診をしていただき、5,000円の現物給付で残りの額を自己負担していただくという制度にしたいと思います。

また、人間ドックの受診に関しまして、広域連合に確認をしましたところ、広域連合の認定にあった医療機関で受診をしていただかないと補助対象にならないということでしたので、今回新規事業といたしましては市内の和気医師会の医療機関でこの助成券を扱った人間ドック受診費用

の補助をしようと思っております。

和気医師会内でできる後期の人間ドックにつきましては、今後実施可否を取らせていただくんですが、想定としては市立3病院、草加病院、伊部の木村内科、片上の木村医院、和気町の北川病院、平病院となると想定しております。

○立川委員 事業の内容を見てまして、人間ドックを自費で受診した人と。ということは、前提として過去に人間ドックを受けた人ということの解釈でよろしいですか。

○高橋保健課長 これは申し訳ありません、記入ミスでございます、事前に助成券を給付された方に対して人間ドックの補助をするので、受けた後では補助対象にならないので、ここは後ほど訂正したいと思います。

○立川委員 そういうことでなくて、僕が解釈したのは過去に人間ドックを自費で受診した人という条件なのかと思ったけど、違うんですね。例えば昨年自費で受けましたよと、そういう人が今年度この補助の対象になるということではないんですね。

○高橋保健課長 人間ドックの費用の助成は高齢者の健康診査の代わりとみなすものでございますので、過去のもので補助になるというものではございません。また、市が実施しております高齢者健診を受診された場合には、別途人間ドックを受けられても助成対象とはなりません。

○立川委員 先ほどの箇所ではその人間ドックの自費でというのは訂正が入るということですけど、助成券をもらわないかんということですね、まず初めに。この補助を受けようとすれば保健課にこの補助を受けたいという申請を行って、助成券の発行していただいて、これは市がするんですね、保健課のほうが。

〔「はい」と高橋保健課長発言する〕

それを持って受診に行くと。

請求があったときにその助成券を先に出して、仮に5,000円でしたらちょうどそれ出してお支払い完了と。4,500円だったら500円返してくれるんですか。

○高橋保健課長 人間ドックが5,000円で受けられるわけではないので、5,000円の助成額を差し引いた額を自己負担を窓口でしていただくということをお願いします。

○立川委員 対象の医療機関は和気医師会の医療機関だけという限定でよろしいですね。

○高橋保健課長 和気医師会の管内で実施を受けてくださるという医療機関限定で実施したいと思っております。

○立川委員 次のページはぐっていただいて、歯周疾患検診、口腔外科の健診だと思いますが、80歳になる人だけ300人が対象という捉えでよろしいか。

○高橋保健課長 歯周疾患検診につきましては、保健課健康係が20歳から70歳までの20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目を対象に同様の歯周疾患検診を行っております。後期高齢者にも80歳を同じ内容で実施するものでございます。75歳以上が後期高齢者医療ですので、80歳のみと思っております。

○立川委員 主な事業費は大変分りにくいですが、事業の内容で受診料金は500円とする、500円の補助をうたっておられます。ところが、下を見ると歯科健診費用600円が2冊、印刷製本が、300円が39円というようなことであるが、本当は幾らくんですか。500円いくんですか、600円の券をくれるんですか。どっちでしょう。

○高橋保健課長 分りにくい資料で申し訳ございません。この健診につきましては、委託料が9,000円、個人の自己負担が500円となります。また、消耗品費に上げておりますのは御案内を対象者にさせていただき費用と、健診等の結果を市役所に届けてもらうための受診票等の金額でございます。

自己負担が500円、総費用は9,500円でうちの委託料が9,000円です。

○守井委員 今のところで、下のところに特定財源として諸収入、後期高齢者保険事業補助金27万円が雑入で入ることになってるけど、この予算の中のどこに反映されてるんですか。

11ページの雑入の4項雑入の長寿健康増進事業費補助金の節のところに長寿健康増進事業補助金に今は入ってないけれども、将来入ってくるということで理解しとってよろしいか。

○高橋保健課長 現在は、予算書のほうに書き込みができておりませんが、特定財源としましてはこの後期高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて広域連合から補助金が頂けることになっております。実際は、長寿健康増進事業補助金の中で一部歳入をすることになっております。

今現在行っておらず、新規事業となりますので、現在補助の申請をしていないので、上げていないというところで、7年度補正で上がることになると思います。（後刻訂正あり）

○奥道委員 新規事業シートの事業の内容のところで協力歯科医療機関とあるけど、差し支えなかったら具体的にはどのあたりの歯科医院になるんですか。

○高橋保健課長 協力歯科医療機関は、備前市と和気町内で診療している全ての歯科診療所になります。ただ、和気歯科医師会に加入していない歯科医院もいらっしゃるので、書き方を備前市、和気町内の協力歯科医療機関というふうにしているところです。

○奥道委員 これが可決された後に周知するときにはこの歯医者はいいいけど、ここは駄目よという形になるんですね。要するに、医師会に入っていなかったらあかんわけだから。

○高橋保健課長 本来なら和気歯科医師会の医療機関で健診を行うと書くところではあるんですが、歯科医師会に入っていらない医療機関があるので、備前市、和気町内の協力医療機関と表記しているのみで、和気、備前市内の医療機関全ての歯科医療機関が協力医療機関になっております。

対象者には協力医療機関の一覧表をつけて、受診券と一緒にお渡しさせてもらうんですが、歯科医師会に入っていない医療機関というのが市内、和気町内にもございます。なので、この備前市、和気町内の協力医療機関という表現にさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○奥道委員 対象者の方が受診料金を、診察に行ったときにこの歯医者違うんじゃないということで

はいけんというか、何かそこら辺のもう一つぴんとかなかった。

○高橋保健課長 対象者の方には受診医療機関、協力医療機関の一覧表と、もちろん事前に予約をして健康診査になりますので、これは治療ではなく健診になりますので、事前予約をしていたら受診していただくことになりますので、その旨の案内はさせていただきます。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第8号の審査を終わります。

***** 議案第9号の審査 *****

続きまして、議案第9号令和7年度備前市介護保険事業特別会計予算を審査いたします。

議案第9号について、質疑を希望される方は挙手をお願いいたします。

○守井委員 この対象の第1号被保険者保険料、歳入の10、11ページの現年賦課分7億7,665万7,000円、これ1割、2割、3割の負担があるんですか。対象人員は幾らで、それぞれの人数が分かれば教えて。

○梶藤介護福祉課長 介護保険料に関しましては、負担割合がこの6年度から13段階の保険料段階があります。それで、全体の人数、第1号被保険者65歳以上の人数が年々減少傾向ではありますので、昨年度と比べて今年度の予算としましては、来年度予算としましては78人減少の約1万2,500人の保険料を計算して出しておる金額でございます。

○守井委員 その割合が13段階というのは、最低から最高までの割合は何割から何割になるんですか。

○梶藤介護福祉課長 第1段階の方につきましては、割合でいいますと5,500円という保険料の基準が第5段階になります。その割合がどんどん変わっていくわけですが、第1段階につきましては、第5段階を1としますと0.285、一番高い第13段階については2.4%上がります。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

審議中途ですが、暫時休憩します。

午後1時29分 休憩

午後１時３６分 再開

○中西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○高橋保健課長 先ほど後期高齢者医療の当初予算のところで守井委員からの質問に対して間違いがありましたので、訂正させてください。

新規事業シートの歯周疾患検診の特定財源の２７万円の補助金ですが、１１ページの後期高齢者保険事業補助金という２段目のところ、そちらのほうで雑入として繰り入れるということでございます。

先ほどは、長寿、その下の段の長寿健康増進事業補助金に該当すると言いましたが、健康診査ですので、１１ページの雑入の４番、後期高齢者保険事業補助金のところでの雑入となります。

○守井委員 今は入ってない、１，９５８万４，０００円がありますけど。

○高橋保健課長 含まれております。これは後期高齢者の健康診査の費用と、それからこの歯周疾患検診の費用に対する補助金が広域から実施されておりますので、この金額今１，９５８万４，０００円の中に先ほどの特定財源の２７万円は含まれております。

○梶藤介護福祉課長 先ほど、お手元に介護保険料についてのパンフレットを配らせていただきました。見開き開いていただきますと右側に保険料の所得段階、それから対象者、負担割合、保険料、年額保険料ですけれども、入れておりますので、御確認をお願いいたします。

○中西委員長 資料の提出ありがとうございました。

○守井委員 負担割合の単位は％ですね。０．２８５とか２．４ですけど、それ％で掛ける、１００分の１を掛けにゃいけませんね、実際の１５万８，４００円出そうと思えば。基準額に２．４を掛けたらこれにはならないと思うんで、０．０２４を掛ければいいですよ。

○梶藤介護福祉課長 基準額が今５，５００円です。それに０．２８５を掛けていただくと月の保険料額は第１段階の人でしたら１，５６７．５円というふうに出ますので、その１２か月分で１万８，８１０円となります。

○守井委員 基準額が５，５００円であればということじゃな。

〔「はい」と梶藤介護福祉課長発言する〕

ということは、０．２８５を掛けるということ。それで１２か月で年額が出るということ。２８．５％という意味ですか。

○梶藤介護福祉課長 ％ではなく、割合、負担割合、指数ですので、そのまま０．２８５を掛けていただくということです。

○中西委員長 ７年度と今年度の介護保険の会計は大分違ってますけども、よろしいですか。

○立川委員 歳出、事業ごとにあれっと思うものをお尋ねしとおきます。

３４、３５ページ、地域支援事業で６目の生活支援体制整備事業１，０１７万７，０００円です。１３節委託料４３２万円について御説明いただけますか。コーディネーターの設置。

○梶藤介護福祉課長 こちらコーディネーター設置業務委託料です。生活支援体制整備の中では

住民組織やボランティア育成などをして地域で支え合う体制づくりということが求められております。そういったボランティア養成、それからマッチングをしたり、それから地域課題を抽出していくような事業を社会福祉協議会に委託しております。

3 地域、南圏域、北圏域、東圏域ありますが、どの圏域に関しても社会福祉協議会に委託して行っているところです。

○立川委員 今お話がありました。これ、北サブ、南サブという解釈でよろしいか。社協のほうへ委託するということで、共助のお手助けにするよと。

ちなみに支払い割合は。均等ですか。

○梶藤介護福祉課長 全額社会福祉協議会には入りますが、計算の根拠としては144万円の3地域という計算をしております。それぞれの地域にコーディネーターも設置していただいているというような状況でございます。

○立川委員 4目で同じページに出てます、扶助費、成年後見制度利用支援事業助成金について御説明いただけますか。629万7,000円。

○菊川社会福祉課長 こちらは、成年後見制度を利用するに当たって利用される方が資産や、預貯金等、それから収入が少ない方でこういった制度を利用できない方に対して申立ての費用や報酬を助成する制度でございます。

○立川委員 したくてもできない人の支援事業と、申請を。本人の申出でどのような手続になるでしょうか。

○菊川社会福祉課長 これは本人もしくはその家族、親族の方……。

〔「代理人」と立川委員発言する〕

はい。それから施設の職員の方とか、いろんな方から相談がございます。それに対してまず相談は受けます。その中で、例えば申立てするのに費用が、収入が少ないとかといった方に対してまずは申立て費用、こちらのほうをそういった方に対して助成します。報酬につきましては後見人に対する報酬で、それについてはまた1年区切りで申立てした翌年度からそういった後見人の方から請求がございます。それで、市のほうがそれを基準額はあるんですけど、それに基づいて支払うということになります。

○立川委員 1人当たり大体どのぐらい使える、今おっしゃったような報酬は来年になるでしょうけど、後見人の。申請費用とか、その他もろもろで弁護士使ったり、行政書士使われたり、1人当たりのマックスは何か決めておられるんですか。

○菊川社会福祉課長 まず、申立てにつきましては医師の診断書とか、鑑定が必要な方は鑑定料、それから登記に係る費用とか、そういったものをもろもろで1件当たり6万6,680円を見込んでおります。それから、報酬助成につきましては在宅であれば2万8,000円、一月。

1年であれば掛ける12ということになります。それから、施設に入社される方につきましては月に1万8,000円、これを12か月ということで見込んでおります。

○立川委員 629万7,000円というのは大体想定でどのぐらいの人数を想定しておられるんでしょうか。

○菊川社会福祉課長 申立て費用につきましては先ほどの6万6,680円を3件分見込んでおります。それから、報酬助成につきましては、在宅の方につきましては2万8,000円の12か月を4人見込んでおります。それから、施設の入所者の方で一月1万8,000円を22人分、475万2,000円を見込んでおります。合計でこの予算額になるようになります。

○立川委員 しっかり広報していただいて、こういう制度を利用してねと。社協さんのほうも多分言っておられると思いますけど、窓口へ来たらそれ分からんと言われないようにだけぜひよろしくお願いします。

42、43ページで諸支出、一般管理費、単市の地域支援事業で扶助費が144万円、介護支援クーポン、家族の介護支援クーポン、御説明いただけますか。

○梶藤介護福祉課長 こちらにつきましては、在宅で要介護3、4、5の方を介護されている方に対して紙おむつでありますとか、排せつに使う消耗品、清拭に使うようなものとかを御購入いただくためのクーポンを出している事業でございます。

○立川委員 これ1件当たり上限ありましたか。先ほどおっしゃった認定が3、4、5の方で月に、こども園でしたらサブスクで3,000円切ってるじゃないですか。そういったところの扱いはあるんでしょうか。それともこれ合わせて現金支給なのか。クーポンでしようからBポイントとか言わないように御説明してください。

○梶藤介護福祉課長 交付額につきましては、一月当たり6,000円を限度にしております。1,000円のクーポン券を6枚出すというような形です。お店で購入をしていただいて、事業者の方がそのクーポン券を介護福祉課のほうに申請に来られるという形です。

○立川委員 介護度は3、4、5関係なしで、もう一律上限6,000円という解釈でよろしいですか。これ何人分対象になるんですか。

○梶藤介護福祉課長 年間で4期に分けて申請をいただいております。在宅期間の確認をさせていただくんですけども、1期が20人分として予算を立てております。

○立川委員 これもししっかり広報してあげてほしいと思います。

続けて、同じところで一般管理費の負担金補助及び交付金、19節。地域包括ケアの構築促進事業補助金、どんな使い方するのでしょうか、48万円。

○梶藤介護福祉課長 こちらは、地域の中でサロンを立ち上げていただいたり、包括も関わりながらさせていただくところですけども、新規の立ち上げに係る費用とか、それから継続でサロンをしていただいているところにも例えば階段の上がり口に手すりが欲しいとか、そういったことで環境整備的なところの補助をしております。

○立川委員 その件数と1件当たりの金額を予定しておられたら教えてください。

○梶藤介護福祉課長 新規の場合は上限を23万円としております。既存の場合は、1サロン当

たり5万円を上限に思っております。予算的には新規の1か所分と既存の5か所分を今予算計上しております。

○守井委員 今のところでサロン、大分行き渡ってると思うけれども、市内で今何か所ぐらい、140か所ぐらい、以上はもうあるんですか。

○梶藤介護福祉課長 現在が140か所でございます。

○守井委員 今後はまだ増えそうですか。

○梶藤介護福祉課長 地域の中で立ち上げを予定しているところが来年度もあります。今年度話をしていて来年度立ち上げの予定をしているところもございます。今年度につきましては、先ほどの補助金を使って2か所立ち上がっております。

○守井委員 140か所というたら町内会が全部で180あったと記憶しとんですけど、場所によっては1町内会に2つもある状況もあるということで運営はされてるんですか。

○梶藤介護福祉課長 地域によっては2か所あったりしているところもあります。立ち上げの経緯が結構長い経緯ですので、1か所目が立ち上がった後新たなサロンを立ち上げるというような状況もございますので、地域に1か所と限定をしているわけではございません。

○立川委員 スタッフについて全般でお尋ねをしておきます。

専門職は今介護保険課のほうで何人かいらっしゃるんですか。例えばケアマネ何人、この人数だけ教えてください。

○梶藤介護福祉課長 現在6年度の状況でございますが、保健師が4人、保健師が5人です、それから、社会福祉士が3人、作業療法士が1人、管理栄養士が1人、主任ケアマネジャーが1人です。それと、会計年度のほうでケアマネジャーが4名、看護師が1人です。あと介護保険の調査員ですけど、6名おります。

○中西委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第9号の審査を終わります。

***** 議案第34号の審査 *****

続きまして、議案第34号備前市中心身障害者医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第34号について、質疑を希望される方は挙手でお願いいたします。

議案書の86ページをお開きください。

細部説明は48ページにあります。

○立川委員 この条例の分は障害者基本法の改定に準ずるものという説明ですが、それ以外は変わったところありませんか。

○菊川社会福祉課長 こちらの条例改正につきましては、県から先ほど申し上げられました制度名称等の改正に係る通知が各市町村でございました。それに示された改正案に基づき県下の市町村において条例を改正しておるところでございます。

市条例の中身自体は、中身は変わらないですけど、県のほうが一部県の公費負担を拡充するという、県のほうはそういった意味合いもあります。中身につきましては今県のほうから市のほうに2分の1の助成、補助があるんですが、そちらにつきまして今まで県が該当していなかった精神障害者の入院に係る公費負担が、県のほうが4月から追加されることになります。実際に、市のほうにその入りが入ってくるというようなことにはなります。ですから、実際に利用される方については変更自体はないと考えております。

○立川委員 そういうことであれば障害者基本法とさっきおっしゃった精神障害者、精神保健福祉法の絡みの接点だけの改正と認識でいいですか。

○菊川社会福祉課長 そのとおりです。そもそも障害者基本法は平成5年に恐らく改正されて、名前がもともと心身障害者対策基本法だったものが、心身等が取れまして障害者基本法になっております、もっと早く改正しとってもよかったのかもしれないですけど、このたび県下で改正をするということになりました。

○中西委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第34号の審査を終わります。

***** 議案第42号の審査 *****

続きまして、議案第42号備前市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを審査いたします。

議案第42号について、質疑を希望される方は挙手でお願いいたします。

議案書の115ページをお開きください。

細部説明が50ページになります。

○立川委員 議案書の119ページ、1節の通則で21条、一般型乳児等通園支援事業、それから余裕活用型乳児等通園支援事業、これ児福の関係の変更だと思うが、該当する事業所は市内にあるか。

○竹林こどもまんなか課長 現在のところはございません。

○立川委員 ないのに条例だけできるのもおかしい話ですけど、見込みはあるか。例えば病院の託児所とか。

○竹林こどもまんなか課長 今現在でやりたい事業所が何か相談とかってというのは現在ございません。当面は直営でということではいかなるを得ないような状況だろうと考えております。

○立川委員 一般型乳児等通園支援事業と書いて構えてしまうとお話もないでしょうけど、それぞれ事業所には託児所を置かれたり、そういったところの垣根でしょうか、塀が高いからないかなと思うけど、これ補助金等々はある、こういう事業を展開したら。

○竹林こどもまんなか課長 令和7年度の事業につきましては、国の子ども・子育て支援交付金という補助金の対象事業になっていると聞いております。一応予定としましては令和8年度以降、法律による給付ということに変わってきますので、その時点で交付税算入ということで聞いております。国のほうの情報としてはそういうことでございます。

○立川委員 手挙げるところがあったらしっかり課長のところ御相談に乗っていただいて、よろしくをお願いします。

○守井委員 これは子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律ということで、設備及び運営に関する基準を条例で定めるということになっておるけれども、今までも子供の運営に関しての基準があったと思うけど、それは条例で定められてないけれども、ある程度の基準があって、例えば幼児や何人に対して何人の教員、指導者といいますか、ということである程度やられてたと思うが、それは条例で、何か規則で定められておったと聞いておるけど、その中で設備及び運営についての基準がどのように変わったのか、変わった点があったら教えていただけたら。条例で定めることによって変わってくることはなるが、何が変わったかを教えていただけたら。

○竹林こどもまんなか課長 児童福祉法に基づきます施設については似たような話でこども園、保育園のような施設とか、それより規模の小さい家庭的保育事業とか、そういった小規模保育事業とか、そういった小さい規模の施設とか、類型が幾つかあるわけですが、それごとにこういった設備等運営基準というものを国が示しておりまして、それぞれについて条例で規定をもう既に過去にしてあるというようなところでございます。ここで法律の改正によりまして新たな種類の事業としてこの乳児等通園支援事業というのができましたので、別個の条例として立ち上げておると。内容につきましては、先ほど申しました家庭的保育とか小規模保育みたいな小さめの事業とほぼそのまま同じような内容になっているというようなところで、別事業ということで別条例

になっているという状況でございます。

○守井委員 設備とか運営とかはその規模において前とほとんど変わっていないという解釈でいいですか。

○竹林こどもまんなか課長 そのとおりでございます。

○中西委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第42号の審査を終わります。

***** 報告事項 *****

続きまして、所管事務調査に先立ち保健福祉部からの報告事項をお受けしたいと思います。

1件ごとに質疑を行います。

それでは、順に報告をお願いいたします。

○高橋保健課長 では、保健課から2点御報告申し上げます。

まず1点目、びぜん元気マイレージについてでございます。

12月1日からデジタルを使った健康づくり事業でびぜん元気マイレージを2月20日まで行ってまいりました。今年度の取組が終了し、取組状況に応じて備前ポイントを付与しましたので、御報告いたします。

このびぜん元気マイレージに参加を表明された方は全部で950名、そのうち一回も参加しなかった方、ポイントがゼロポイントの方が93名いらっしゃいます。この方々には11月になったときにポイントがゼロのままですので、連携がうまくできていないのか、はたまた取組に対してどう思われているのかというあたりで直接お電話なり、通知なりをさせていただきました。結果、もう少し連絡した方は多かったんですが、実際2月20日の時点で93名の方がゼロポイントとなりましたので、この方々たちには今年度でこの事業は終了ということで、来年度の継続はなしとさせていただくことになります。

また、2,000ポイントを上限としてどれだけ歩いても2,000ポイントということにしておりますが、490人の方、全体の57.2%の方が2,000ポイントに達成しておられます。

また、1,000ポイント未満の方は142名ということで、おおむね大体七、八割の方が

1, 000円以上のポイントを獲得され、この3月31日までに市内の登録事業者で活用くださいということで御案内をさせていただいています。

この事業につきましては、今年度は終了となりますが、来年度も継続事業として行いますので、アプリ等はそのままアンインストールしないよう皆様にはお伝えし、当面はポイントがつかせませんが、御自身の健康づくりの指標として活用していただき、また来年度時期を見て一定期間のポイントが付与される事業を実施してまいりたいと思いますので、皆様も御参加よろしく願います。

○守井委員 一生懸命健康づくりでしっかり歩いて健康になったなというところもそれぞれが皆さん感じたところもあると思うけど、2, 000ポイントがもうちょっと多いほうがいいというような感じで、1桁じゃないけど、倍ぐらいにしてあげたらもっと元気が出ると思いますので、ぜひ御検討いただけたらと、いかがでしょうか。

○高橋保健課長 来年度の当初予算で、また後日保健課のほうで計上させていただきますが、保健課としてもぜひ1年を通じてこの事業を実施したいということでポイントアップを狙ったんですが、なかなかポイントアップには至りませんで、来年度も2, 000ポイントで継続をさせていただきますと思っています。

○守井委員 あわせて、春シリーズとか秋シリーズとか、時期を分けてやられたら、どっちにしても歩くタイミングは夏の暑い時期はちょっと難しいと思うんで、春の時期とか秋の紅葉の時期とか、春は桜の花の時期とか結構歩きやすいと思うので、また考えていただけたらと思いますけど、いかがですか。

○高橋保健課長 御意見ありがとうございます。比較的歩きやすい時期は行政の後押しが必要ないかと思われますので、できれば運動が不足する冬季に向かって秋口からポイントを付与することをまず、冬季に向かって実施したいと今のところは計画をしております。

○奥道委員 私、この備前ポイントをいただくことについてはとてもありがたく思ってる。これ以外にもBポイントたくさん、今回も決まったけども、中学生のとかも。ただ、あっちは3月に付与決定して6月までという期間がある。これに関して言いますと、先日付与されて3月いっぱい。それはしょうがないけど、時期もう少し幅があるほうがいただく分についてはありがたいので御検討いただければと。もうちょっと付与する時期と使える時期を考えていただくといいかなと思いますので、ぜひ御検討ください。

○中西委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋保健課長 もう一点、保健課からお知らせです。

皆様の机の上に健康づくりカレンダーをお配りさせてもらっています。さきの委員会で御質問がありました備前市国保特会で作成している市販の健康づくりカレンダーではございますが、皆様の要望により、また裏面に多くの御寄附を頂くことで完成させることができました。3月1日

から市内の本庁、3支所、それから地区の公民館、市立3病院等でお配りをしております。お手元に取りられましたら健康に関する情報等も入っておりますので、皆さん活用していただければと思います。

○中西委員長 カレンダーについて何か御質問がある方はおられますか。

○青山副委員長 待望の健康カレンダーができて、早速私も昨日頂いて、いつものようにトイレに置いているけど、今までもトイレを座ってやる時間内で一つ一つのページが読めたんで、よかったけど、しっかり力入れてたくさん情報を入れていただいとんで、なかなか読むのは大変かなと思うけど。

市販のものということで全般的なところに当てはまるようなものがあるけど、例えば備前市で特に健康問題で特徴があって、そういったことの改善とか、先ほどのマイレージをやっていることの情報とかが載せられるスペースはないか。今年はもうしょうがないけど、来年以降。

○高橋保健課長 御意見ありがとうございます。このカレンダーに関しましては、もう既製品で独自で記事を書けるといことは業者との話し合いではできず、今回一番後ろの本来なら去年までは白紙だったところに寄附団体の載せさせていただいております。市の単独のものを入れるとなると、独自で作成をしないといけなくなるというふうに認識しております。

○青山副委員長 何かこういったことをに対して先方と情報交換する機会がありましたら、どっかのスペースにそれぞれの利用されるところの情報なり、入れることができないか、検討していただけたらと、そういう機会ありますか

○高橋保健課長 また、業者のほうに聞いてみたいと思います。

○中西委員長 ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次の報告事項がありましたら。

○梶藤介護福祉課長 介護福祉課から、高齢者ふれあい事業のアンケートについて御報告させていただきます。

前回の委員会でも途中経過としてアンケートの集計を上げさせていただいておりました。このたび、2月28日を一応締切りとしましてまとめをさせていただいたので、御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

114地区に配付をしまして、97地区から御回答をいただいております。前回のアンケートと数字がやや変わっておりますので、変わったところの紹介をさせていただきます。

一番最初のふれあい事業についてどう思いますかのところが現状のままでよいは前回と同じ47件でございました。必要ないが前回9件だったのが11件に変わっております。また、見直しが必要と答えたところが33件だったのが39件ということで、割合としましては現状のままでよいが48.5%、見直しが必要というのが40.2%ということで、見直しが必要と答えた地

域が多くなったという現状です。

特に見直しが必要な場合、なぜそう思われますかという問いの4番目のところですけども、一番最初の記念品配付のみの事業も対象とするというところが5地区増えまして27件となりました。大きな変更はこういったところに表れいするということです。

問いの一番下にあります未実施地区、昨年度やったんだけど、6年度事業がなかった地区に対して実施しなかった理由の問いをしました。多いのは、役員の高齢化で企画や準備が負担であるということとか、住民の数が減っており、行事の開催が難しい。名簿の配付がなく把握が困難。記念品配付のみの事業は対象でなかったからという回答がありました。

次のページになりますが、自由記載欄の要約をさせていただきました。いろんな御意見をいただいた中で、項目別を書いております。

まずは対象者の把握は困難ということで、今年度名簿がなかったっていうあたりの御意見をいただいております。

また、実施してよかったについては、定着している事業だとか、それから近所の、隣近所の関係構築が重要であるとか、喜んでくれているとかということで前向きに、肯定的にしていだいてる地区も多くありました。

補助金額については増額を望む声がありました。

それから、記念品配付のみでも対象としてほしいということを記述でも書いていただいているということで、役員の負担を減らすために記念品配付だけでもよくなればよいというようなことを書かれておられました。

それから、実施が難しい地区に関しましては、少ない役員での準備が大変であるとか、それから町内会だけでは難しいであるとか、こういったことをしていいか分からないというような御意見もありました。

その他意見もございしますが、御確認いただければと思います。

前回の委員会でもお話をさせていただいたんですが、見直しが必要という御意見を約半数近くの地区からいただいているというところがございますので、記念品配付のみも対象とする事業に7年度からはしていけたらというふうに思っております。

このアンケートの結果につきましては、今後地区の自治会連絡協会の役員会等でお話をさせていただき、御意見をいただいた上で来年度事業の方向性を決めたいと思っております。

以上、報告です。御理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青山副委員長 いろんな状況や考えがあることがよく分かります。

この中で名簿の扱い、記念品を配るにしても、会をするにしても、案内をしたり、配ったりするときに漏れないようにというのが地区では気を遣われているように思います。その際に、名簿で照らし合わせるということができればということを我が地区でも聞いております。その辺でどうか名簿を、以前は頂いて、それを返してくださいという形でやられとったと思うけど、何か

いい方法、そういう方法を考えていただけたらと思うけど、いかがでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 名簿の件につきましては、今年度始めの自治会の協議会でも説明をさせていただいたんですけども、まず個人情報の保護に関する法律が、新個人情報保護法が制定された関係で、名簿の提示が困難になったっていう状況がございます。このあたりはもう一度法の解釈の仕方としてできないかというようなことも担当の課とかも検討させていただいたり、ほかの手段でできないかということもいろいろ検討はしたんですけど、この法律が上位にくるところで名簿の提示が困難というふうな最終的な結論でございます。

主催していただく関係の皆様には確かに名簿があったほうが対象者の把握はできますし、とてもいいとは思んですけども、私どもの課にいろいろお電話をいただく中では、なぜ私の年齢が地区に名簿で提出されてるのかという逆のお問合せもいただくことがございました。ふれあい事業という公益性のあるものというところで、それまでは審議会のほうで名簿の提出をしていいというふうな理解の下させていただいてたっていう状況ではございましたが、この法律ができたことで難しくなったという経緯でございますので、検討はしたんですが、提出できるという状況にはならなかったっていうところを御理解いただきたいと思います。個人情報を守るという観点での決断と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○青山副委員長 本当に個人情報ということで、役所のやることですから難しいと思います。そのことをこれふれあい事業をこういうふうにやりますと。昨年もやり方とか、周知するために出されたと思うけど、そこにそういうことも載せていただいて、十分理解していただけるようなことをお願いしたいと思います。

○中西委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに報告事項はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で報告事項を終わらせていただきます。

***** 所管事務調査 *****

次に、所管事務調査を行います。

委員長より子ども食堂に関わる要綱の改正について事前に要望しておりますので、本件はさきの森本議員の一般質問で御答弁がありましたが、改めて委員会への報告を願いたいと思います。

○竹林こどもまんなか課長 子ども食堂に係る要綱の改正ということで、備前市子どもの居場所づくり促進事業補助金交付要綱という要綱を改正しております。

内容としましては、従前原則3年間のみ補助金の交付をしておりました。その年数の制限を廃止するとともに、小学校区、各小学校区に1か所のみということで補助団体を決定しておりましたが、そこをニーズに応じて小学校区ごとに箇所数を決定するというところで改める内容でございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日からということで改正をしております。

○中西委員長 委員の皆さんから質疑はございますか。

○守井委員 実際に小学校に2地区やりたいとかという話が要望としても上がってきておるのか。

○竹林こどもまんなか課長 補助団体としましては、小学校区に1つというのが現状でございますが、補助を受けずに子ども食堂をやっているというような団体も実際に現状でもございます。

○守井委員 今までは3年間だったのに対してということで、それはもう永続的に行っても補助していきますという形に変えるということか。

○竹林こどもまんなか課長 これに対しましては、国の補助金等もございます。そういったところでの要件とかでそういった縛りは現状ございませんので、そういったところに合わすというような趣旨が大きいところかなと思います。ただ、補助金の交付要綱でございますので、将来の話をお約束するというのは一切できないということで、単年単年の予算等との絡みもございますので、そういったところでの運用かなと思っております。

○中西委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で所管事務調査を終わります。

以上で厚生文教委員会を閉会します。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

午後2時28分 閉会